

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：石巻市農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水事業		
事業開始年月日	昭和61年7月	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	石巻市	職員数* (H19. 4. 1現在)	5
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	344 (H17)	公営企業債現在高 (百万円)	3,434 (H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.49 (H18)
資金不足比率 (%)	0.0%	実質公債費比率* (%)	16.5 (H18)
		経常収支比率* (%)	98.5 (H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年4月1日 合併前市町村：石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町] ※旧河北町、旧河南町、旧桃生町が設置していた農業集落排水事業特別会計を統合し、新市の農業集落排水事業特別会計として設置した。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	石巻市農業集落排水事業財政健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	石巻市長 土井 喜美夫
既存計画との関係	「石巻市下水道整備基本構想」（平成18年11月策定） 平成19年度農業集落排水事業中期財政計画（平成19年度～平成28年度）
公表の方法等	承認後、3月までに議会へ報告予定、広報誌及びホームページ
基本方針	本市の農業集落排水事業は、合併前の旧河南町が昭和61年に建設事業着手以来、農村地域の農業用水の水質保全と生活環境の改善を目的として整備を進めてきた。平成18年度末現在の普及率は4.7%となっている。現在は平成19年度に一部供用を開始した旧河北町中道地区と平成21年度に一部供用開始を予定している旧桃生町倉埡地区の整備を進めているところである。今後、普及率の向上に伴い、維持管理経費の増加や公債費の償還額の増加といった歳出額の増が見込まれる状況にあり、適切な事業の推進と安定した収入の確保を図ることを目的として財政健全化計画を策定するものである。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	76	135	0	211
	補償金免除額	12	34	0	46
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	53	57	0	110

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水事業	76,185	134,887		211,072
合 計 (A)		76,185	134,887		211,072
一 般 会 計 の う ち (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		76,185	134,887		211,072

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 の う ち (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水事業	51,173	54,822		105,995
合 計 (A)		51,173	54,822		105,995
一 般 会 計 の う ち (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		51,173	54,822		105,995

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<p>平成17年度の合併に伴い、農業集落排水事業については、旧河北町、旧河南町及び旧桃生町の3事業特別会計を統合し、新市の農業集落排水事業特別会計として設置した。このうち、旧河北町（中道地区）については、平成19年度に供用を開始、旧桃生町（倉埵地区）については、平成21年度の供用開始に向けて整備中という状況であり、管理・運営業務については、今後、本格化すると見込んでいる。</p> <p>整備状況については、平成19年3月末の普及率は4.7%であるが、中道地区、倉埵地区の供用開始により、人口当たりの普及率は5%台に留まるものの、事業計画区域に対する整備率は7割を越える水準に達すると見込んでいる。今後、未整備地区については、平成18年11月に策定した「石巻市下水道整備基本構想」に基づき整備を進めることとしているが、維持管理業務が本格化することを踏まえ、使用料収入の安定的確保、事務事業の合理化・効率化による経費削減及び一般会計繰入金の縮減等、経営基盤の強化を図ることとしている。</p>										
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課題 ①</td> <td>下水道使用料の適正化について</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成19年度において旧河南町分の使用料を改定したが、いまだ全市統一料金とはなっていないため、使用料の適正化を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ②</td> <td>下水道使用料の収入確保対策について</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下水道使用料の滞納額が増加傾向にあるため、徴収の強化を図り、滞納額の縮減に努める。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ③</td> <td></td> </tr> </table>	課題 ①	下水道使用料の適正化について	平成19年度において旧河南町分の使用料を改定したが、いまだ全市統一料金とはなっていないため、使用料の適正化を図る必要がある。		課題 ②	下水道使用料の収入確保対策について	下水道使用料の滞納額が増加傾向にあるため、徴収の強化を図り、滞納額の縮減に努める。		課題 ③	
課題 ①	下水道使用料の適正化について										
平成19年度において旧河南町分の使用料を改定したが、いまだ全市統一料金とはなっていないため、使用料の適正化を図る必要がある。											
課題 ②	下水道使用料の収入確保対策について										
下水道使用料の滞納額が増加傾向にあるため、徴収の強化を図り、滞納額の縮減に努める。											
課題 ③											
留意事項											

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：千円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	177,406	167,605	220,619	182,192	224,060	230,053	234,638	233,526	231,291	237,851	
	(1) 営 業 収 益 (B)	60,232	68,424	107,483	66,716	67,164	87,561	92,307	97,310	104,628	112,475	
	ア 料 金 収 入	60,197	63,399	65,462	66,716	67,164	87,561	92,307	97,310	104,628	112,475	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	41,979	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 営 業 外 収 益	117,174	99,181	113,136	115,476	156,896	142,492	142,331	136,216	126,663	125,376	
	ア 他 会 計 繰 入 金	117,174	87,995	109,960	106,318	143,982	130,689	103,303	93,666	84,113	82,826	
	イ そ の 他	0	11,186	3,176	9,158	12,914	11,803	39,028	42,550	42,550	42,550	
	2 総 費 用 (D)	180,268	172,456	212,654	190,184	190,061	192,718	197,814	194,554	200,079	197,768	
	(1) 営 業 費 用	86,858	81,834	125,591	98,211	96,579	96,065	98,303	99,770	107,683	108,167	
	ア 職 員 給 与 費	9,099	11,720	17,863	17,126	16,318	16,145	16,145	16,145	16,145	16,145	
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ そ の 他	77,759	70,114	107,728	81,085	80,261	79,920	82,158	83,625	91,538	92,022	
	(2) 営 業 外 費 用	93,410	90,622	87,063	91,973	93,482	96,653	99,511	94,784	92,396	89,601	
ア 支 払 利 息	0	0	0	91,809	93,391	96,285	99,143	94,416	92,028	89,233		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	425	410	387	164	91	368	368	368	368	368		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 2,862	△ 4,851	7,965	△ 7,992	33,999	37,335	36,824	38,972	31,212	40,083		
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	246,511	459,128	670,342	640,771	785,731	762,416	592,884	453,993	167,494	181,614	
	(1) 地 方 債	64,100	174,400	320,500	300,200	393,100	428,900	361,000	269,100	85,000	97,600	
	(2) 他 会 計 補 助 金	121,205	146,958	100,268	108,437	64,485	69,336	68,387	72,374	57,965	74,438	
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	50,753	134,897	242,189	231,454	327,581	252,500	154,530	107,060	0	0	
	(6) 工 事 負 担 金	3,805	1,955	1,340	680	565	11,680	8,967	5,459	24,529	9,576	
	(7) そ の 他	6,648	918	6,045	0	0	0	0	0	0	0	
	2 資 本 的 支 出 (G)	245,166	458,234	662,937	646,353	825,061	799,751	629,708	492,965	198,706	221,697	
	(1) 建 設 改 良 費	140,281	341,729	545,441	516,125	703,220	563,331	358,560	270,820	15,000	18,000	
	ウ ち 職 員 給 与 費	11,671	7,893	16,245	17,136	22,656	21,722	21,722	21,722	7,240	7,240	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	104,885	116,505	114,427	119,315	121,841	236,420	271,148	222,145	183,706	203,697	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	10,913	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	3,069	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	1,345	894	7,405	△ 5,582	△ 39,330	△ 37,335	△ 36,824	△ 38,972	△ 31,212	△ 40,083		

(単位:千円, %)

区 分	年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(E)+(I)	(J)	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前2年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 1,517	△ 3,957	15,370	△ 13,574	△ 5,331	0	0	0	0	0
積 立 金	(K)	(L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金	(L)	(M)	9,009	7,492	3,535	18,905	5,331	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金	(M)	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	7,492	3,535	18,905	5,331	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	(O)	(P)	0	0	0	5,331	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支	(N)-(O)	(P)	7,492	3,535	18,905	0	0	0	0	0	0	0
		(Q)										
赤 字 比 率	(Q) (B)-(C)	× 100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率	(A) (D)+(H)	× 100	62.2	58.0	67.5	58.9	71.8	53.6	50.0	56.0	60.3	59.2
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(R)	(S)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(S)	60,232	68,424	65,504	66,716	67,164	87,561	92,307	97,310	104,628	112,475
資 金 不 足 比 率	((R)/(S)×100)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

積 立 金 現 在 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高	2,718,225	2,776,119	2,982,192	3,163,077	3,434,337	3,590,117	3,639,769	3,642,724	3,471,018	3,279,321	3,279,321	3,279,321
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	2,718,225	2,776,119	2,982,192	3,163,077	3,434,337	3,590,117	3,639,769	3,642,724	3,471,018	3,279,321	3,279,321	3,279,321
うちその他に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前2年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	117,174	87,995	109,960	143,982	143,982	130,689	103,303	93,666	84,113	82,826	82,826	82,826
うち基準内繰入金	41,357	39,363	9,011	110,843	110,843	100,630	79,543	72,122	64,767	63,776	63,776	63,776
うち基準外繰入金	75,817	48,632	100,949	33,139	33,139	30,059	23,760	21,544	19,346	19,050	19,050	19,050
うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの	75,817	48,632	100,949	33,139	33,139	30,059	23,760	21,544	19,346	19,050	19,050	19,050
資 本 的 収 支 分	121,205	146,958	100,268	64,485	64,485	69,336	68,387	72,374	57,965	74,438	74,438	74,438
うち基準内繰入金	31,131	38,782	33,963	33,041	33,041	53,389	52,658	55,728	44,634	57,318	57,318	57,318
うち基準外繰入金	90,074	108,176	66,305	31,144	31,144	15,947	15,729	16,646	13,331	17,120	17,120	17,120
うち赤字補てん的なもの	90,074	108,176	66,305	31,144	31,144	15,947	15,729	16,646	13,331	17,120	17,120	17,120

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率*	(%)	28.4	30.1	24.7	21.6	38.6	37.5	34.9	39.5	48.3	46.7	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	62.2	58.0	67.5	58.9	71.8	53.6	50.0	56.0	60.3	59.2	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	66.0	52.5	49.8	79.0	64.3	56.8	44.0	40.1	36.4	34.8
	うち基準内繰入金	(%)	23.3	23.5	4.1	60.8	49.5	43.7	33.9	30.9	28.0	26.8
	うち基準外繰入金	(%)	42.7	29.0	45.8	18.2	14.8	13.1	10.1	9.2	8.4	8.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	42.7	29.0	45.8	18.2	14.8	13.1	10.1	9.2	8.4	8.0
	資本的収入分	(%)	49.2	32.0	15.0	10.1	8.2	9.1	11.5	15.9	34.6	41.0
	うち基準内繰入金	(%)	12.6	8.4	5.1	5.2	4.2	7.0	8.9	12.3	26.6	31.6
	うち基準外繰入金	(%)	36.5	23.6	9.9	4.9	4.0	2.1	2.7	3.7	8.0	9.4
	(%)	36.5	23.6	9.9	4.9	4.0	2.1	2.7	3.7	8.0	9.4	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>①料金の設定状況 平成17年度の合併後、使用料が不統一の状況であったが、平成19年度において、河南地区の使用料の改定を行った。改定率は25.34%となっている。 当該改定でも全市統一料金とはなっていないため、平成22年度において再度料金の改定を予定しており、この際の使用料全体に対する改定率は2.4%を見込んでいる。</p> <p>②料金収入の見込み 平成18年度の使用料の収納率は93.34%となっており、滞納が増加傾向にあるため、職員による臨戸徴収等の滞納者対策を行なうこととし、事業計画終了期間までに収納率が95%を達成できるように努める。 ※17年度は合併に伴う打ち切り決算の関係で収納率が高く算定されているが、平年度ベースでは93.4%水準程度と想定される。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>中道地区の整備終了により、平成20年度から平成26年度まで宮城県から整備推進交付金が交付されるため、一定期間、一般会計繰入金が減少する見込みである。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>市の総合計画に対する実務(財務)上の位置づけとして農業集落排水事業中期財政計画を策定しており、毎年度見直しを行っている。今般の収支見通しについては、当該中期財政計画をベースとして策定している。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>平成18年度に策定された職員定員適正化計画を踏まえ、農業集落排水事業においても、(合併後の)事務事業の統合による職員配置の見直しによる職員数の減及び給与費の削減を図ることとしているが、平成19年度以降も断続的に整備作業が行なわれるため、画一的な人員減が見込めない。事業実態に合わせた職員配置による対応を検討する。</p> <p>各種手当の適正化については、国の基準に準拠し、給与水準の引下げ、税務手当や不快業務手当(斎場、夜間急患センター等を除く。)などの特殊勤務手当の廃止(平成18年4月1日施行)に加え、給料や管理職手当の削減、時間外勤務手当の大幅な抑制を図っており、今後とも国の基準を踏まえ適正化に努める。</p> <p>平成17年4月1日の合併と同時に、労務職給料表の適正化に努め、国に準拠した給料表とした。職員定員適正化計画では、労務職員については、原則退職者不補充としている。そのため職員の高齢化が進み、ラスパイレズ指数は、上昇する一方である。</p> <p>国家公務員の給与構造改革に準じ、本市の職員の勸奨退職要綱を見直し、平成18年度から退職時特別昇給を一切廃止した。</p> <p>平成18年度から職員の互助会である石巻市職員厚生会への助成金を廃止するとともに、次に掲げる適正な厚生事業に努めている。 (1) 会員の保健、保養又は教養に関する事業 (2) 会員の保険、財産形成に関する事業 (3) 会員等への給付に関する事業 (4) 会員への貸付に関する事業 (5) その他会員の福利推進のため必要と認める事業</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>維持管理経費等については、平成17年度の合併後、使用料の水道料金との同時徴収化、事務事業の統合・効率化による経費削減を図ってきたところであるが、平成19年度以降についても、引き続き経費の削減を図っていく。 なお、整備が進むため維持管理経費は増加するが、適正な執行により、最小限の経費で対応するように努めることとしている。</p> <p>中継ポンプ等の維持管理業務については、既に民間委託を行っており、経費の削減に努めている。今後、新たに整備される施設等についても、同様の考え方を徹底し、経費の削減を図る。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	【Ⅱ 財政状況の分析 財政運営課題②】 受益者負担金、使用料の滞納者対策として、職員による臨戸徴収等の滞納者対策を行なうこととし、平成19年度については年2回、平成20年度以降は年3回程度実施し、収納率の向上に努める。 【Ⅱ 財政状況の分析 財政運営課題①】 平成19年度において供用開始済みであった旧河南町の料金改定を行い、使用料全体の改定率は25.4%、金額に換算し約16,600千円程度の増収が見込まれている。 また、平成22年度において市の下水道使用料を統一するための料金改定を予定しており、この際の使用料全体に対する改定率は2.4%、金額に換算し概ね2,000千円程度の増収を見込んでいる。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	石巻市財政報告書の作成及び公表に関する条例に基づき、毎年6月1日及び12月1日付けで告示し、7月号及び12月号の市報に掲載している。（下水道事業については、予算額、収入済額、支出済額、市債残高等について公表している。） ・民間有識者等を構成員とする「石巻市公共事業再評価監視委員会」を組織しており、事業実施期間中に再評価を行い、事業継続についての可否決定を行っている。 ・行政評価制度については、平成19年度中に試行し、平成20年度から実施する予定。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財政状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	現在、平成21年度供用開始予定である旧桃生町中塚地区の整備事業を展開するなどしており、直近の職員数減は難しい。断続的に整備事業が続くが、実態にあった職員配置により、人件費の抑制を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成19年度において河南地区の料金改定を行い、この際の平均改定率は25.39%、金額に換算し約16,600千円程度の増収を見込んでいる。また、平成22年度において再度料金の改定を予定しており、この際の使用料全体に対する改定率は2.4%、金額に換算し2,000千円程度の増収を見込んでいる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	<p>・収納率の向上施策について 使用料については、合併に伴い平成17年度から水道料金との同時徴収に移行しているが、合併以前の滞納者の管理と同時徴収移行後の滞納者管理がシステム上の問題から一元化されておらず、事務処理が煩雑になるなどしている。 滞納総額の関係から新たな経費投入もままならない状況でもあり、基本的に職員の臨戸徴収等による滞納者対策等より、収納率の向上に努める。 具体的には、平成19年度については年2回、平成20年度以降は年3回程度の収納強化月間を設け、事業計画最終年度の使用料の目標収納率を95%とし、滞納額の減少を図りたい。 上記の効果としては、平成19年度以降、収納率が年0.3~0.4%向上し、事業計画期間を通算し、約370万円程度の収納が見込まれる。</p>

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<ol style="list-style-type: none"> 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。 （参考）補償金免除額 欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	8,014	7,914	7,910	8,007	7,382		7,886	7,807	8,396	8,312	8,228	
	A 増減		△ 100	△ 4	97	△ 625	△ 632	504	△ 79	589	△ 84	△ 84	846
	水洗便所設置済人口(人)	6,044	6,257	6,411	6,485	6,384		6,564	6,694	6,844	7,044	7,194	
	B 増減		213	154	74	△ 101	340	180	130	150	200	150	810
	水洗化率(%)	75.4%	79.1%	81.0%	81.0%	86.5%		83.2%	85.7%	81.5%	84.7%	87.4%	
	C 増減		3.7%	1.9%	0.0%	5.5%		-3.3%	2.5%	-4.2%	3.2%	2.7%	0.9%
	有収水量(㎡)	475,383	542,097	609,598	340,955	344,364		365,025	386,926	410,141	434,749	460,833	
	D 増減		66,714	67,501	△ 268,643	3,409	△ 131,019	20,661	21,901	23,215	24,608	26,084	116,469
	② 使用料単価(円/㎡) (使用料収入/有収水量)	127	117	111	196	190		240	230	218	232	221	
	E 増減		△ 10	△ 6	85	△ 6	63	50	△ 10	△ 12	14	△ 11	31
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)	-	-	-	-	-		25.4%			2.4%		27.8%	
F 増減							25.4%			2.4%			
④ 取納率(%)	-	-	-	94.6%	93.3%		93.7%	94.0%	94.3%	94.7%	95.0%		
G 増減							0.4%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%		
⑤ その他()	H 増減												
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	15,058	22,808	9,358	13,343	13,433		17,512	18,461	19,462	52,314	56,238	
	増減		7,750	△ 13,450	3,985	90	△ 1,625	4,079	949	1,001	32,852	3,924	42,805
	職員数(人)	4	3	7	5	5		5	5	5	2	2	
	増減		△ 1	4	△ 2	0	1	0	0	△ 3	0	△ 3	△ 3
	管理運営費(千円)	285,153	288,961	285,102	309,408	311,902		429,138	468,962	416,699	383,785	401,465	
	I 増減		3,808	△ 3,859	24,306	2,494	26,749	117,236	39,824	△ 52,263	△ 32,914	17,680	89,563
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	35	36	36	38	42		54	60	49	46	48	
	J 増減		1	0	2	4	7	12	6	△ 11	△ 3	2	6
	汚水処理原価(円/㎡) (汚水処理経費/有収水量)	447	388	450	907	493		639	659	553	480	474	
	K 増減		△ 58	61	458	△ 415	46	147	20	△ 107	△ 73	△ 6	△ 19
汚水処理原価(維持管理費)(円/㎡) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	183	151	147	288	280		263	254	243	247	234		
L 増減		△ 32	△ 4	141	△ 8	97	△ 17	△ 9	△ 11	4	△ 13	△ 46	
⑦ その他()	M 増減												
⑧ 使用料回収率(%) (E/K×1,000)		28.4%	30.1%	24.7%	21.6%	38.6%		37.5%	34.9%	39.5%	48.3%	46.7%	
増減		1.7%	-5.5%	-3.1%	17.0%		-1.1%	-2.6%	4.6%	8.8%	-1.6%		
⑨ 累積欠損金比率(%)													
増減													
⑩ 企業債現在高(百万円)		2,718	2,776	2,982	3,163	3,434		3,590	3,639	3,642	3,471	3,279	
増減		58	206	181	271		156	49	3	△ 171	△ 192		
収入の確保	使用料収入	60,197	63,399	67,363	66,716	65,462		87,561	88,936	89,541	101,040	101,806	
	改善額							17,070	17,220	17,370	19,668	19,768	91,096
	①有収水量の増加							0	0	0	0	0	
	②使用料の適正化							16,620	16,620	16,620	18,768	18,768	87,396
	③取納率の向上							450	600	750	900	1,000	3,700
④その他()													
改善額													
経営の効率化	管理運営費	285,153	288,961	285,102	309,408	311,902		429,138	468,962	416,699	383,785	401,465	
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	20,770	19,613	34,108	34,262	38,974		37,867	37,867	37,867	16,145	16,145	
	改善額												
	⑤職員給与と費の適正化												
	維持管理費(上記以外)の適正化												
	うち職員給与と費中の退職手当	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	⑥その他()												
改善額													
計画前5年間改善額 合計													91,096
改善額 合計													91,096
(参考) 補償金免除額													46,351

○計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 平成19年度に改定済み。平成22年度に再度改定予定。
- 民間委託の取組状況 施設その他の保守業務等については、全面的に民間委託化している。
- その他に記載された項目に関する取組等